

# 令和6年度 山梨市職員採用試験 試験案内

第1次試験日（高卒以外） 令和6年9月2日（月）～  
令和6年9月15日（日）

第1次試験日（高卒） 令和6年9月16日（月）～  
令和6年9月22日（日）

受付期間 令和6年7月1日（月）午前9時～令和6年7月19日（金）午後5時

令和6年度の試験では、教養試験と専門試験を廃止し、全国のテストセンターで受験できるため、受験しやすくなりました。

## 山梨市が求める職員像

1. 自立的に行動する職員
2. 柔軟な思考で改革に挑戦する職員
3. プロ意識を持って積極的に行動する職員
4. 市民に信頼される職員
5. 市民とともによりよいまちづくりに邁進する職員

山梨市役所 総務課 人事給与担当  
〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843 番地  
電話番号 0553-22-1111（内線 2461）

## 1 試験職種・採用予定人員等

試験職種	試験区分	採用予定人員	職務内容
事務A（大卒）	大学卒業程度	6人程度	一般行政事務に従事します。
事務B（高卒）	高校卒業程度	1人程度	一般行政事務に従事します。
事務C（氷河期）	高校卒業程度	1人程度	一般行政事務に従事します。
土木A（大卒）	大学卒業程度	1人程度	土木に関する業務及び一般行政事務に従事します。
土木B（高卒）	高校卒業程度	1人程度	土木に関する業務及び一般行政事務に従事します。
建築	大学卒業程度	1人程度	建築に関する業務及び一般行政事務に従事します。
保健師	大学卒業程度	4人程度	保健師に関する業務及び一般行政事務に従事します。
社会福祉士	大学卒業程度	1人程度	社会福祉士に関する業務及び一般行政事務に従事します。
精神保健福祉士	大学卒業程度	1人程度	精神保健福祉士に関する業務及び一般行政事務に従事します。
保育士	短大卒業程度	2人程度	保育士に関する業務及び一般行政事務に従事します。

## 2 受験資格

(1) この試験を受験できる者は、次のとおりです。

試験職種	受験資格
事務A（大卒）	平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（年度末22～30歳）で、大学卒業程度の学力を有すると認められる者
事務B（高卒）	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（年度末18～21歳）で、高校卒業程度の学力を有すると認められる者
事務C（氷河期）	<p>昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（年度末39～48歳）で、令和5年7月2日から令和6年7月1日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者</p> <p>※正規雇用労働者とは、次の①～④のすべてに該当する労働者をいいます</p> <p>①期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること</p> <p>②派遣労働者として雇用されている者でないこと</p> <p>③所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く）</p> <p>④同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること</p>

試験職種	受験資格
土木A（大卒）	昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（年度末22～40歳）で、土木に関する専門課程を専攻し卒業した者（卒業見込みの者を含む。）又は、同程度の学力を有すると認められる者
土木B（高卒）	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（年度末18～21歳）で、土木に関する専門課程を専攻し卒業した者（卒業見込みの者を含む。）又は、同程度の学力を有すると認められる者
建築	昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（年度末22～40歳）で、建築に関する専門課程を専攻し卒業した者（卒業見込みの者を含む。）又は、同程度の学力を有すると認められる者
保健師	昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（年度末22～40歳）で、保健師免許を有する者又は、令和7年3月31日までに保健師国家試験に合格して、当該免許取得見込みとなる者
社会福祉士	昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（年度末22～40歳）で、社会福祉士資格を有する者又は、令和7年3月31日までに社会福祉士国家試験に合格して、当該資格取得見込みとなる者
精神保健福祉士	昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（年度末22～40歳）で、精神保健福祉士資格を有する者又は、令和7年3月31日までに精神保健福祉士国家試験に合格して、当該資格取得見込みとなる者
保育士	昭和59年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者（年度末20～40歳）で、保育士登録済みの者又は、令和7年3月31日までに保育士登録見込みの者

(2) 次の事項のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 注意事項

- ・障害者の受験については全ての職種で可能です。ただし、受験に係る資格・試験日程、方法等は一般と同じです。車椅子利用などにより、受験に際して特に配慮を希望する場合は、申込時に総務課人事給与担当までご相談ください。
- ・複数の試験職種の申込みはできません。
- ・受付期間終了後の試験職種の変更はできません。

(4) その他

- ・原則として、山梨市内への居住をお願いします。（災害時等の緊急対応を可能にするため）
- ・採用時に、山梨市消防団への入団をお願いします。

### 3 試験日・試験会場

区 分		試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	事務B・土木B 以外の試験職種	<u>令和 6年 9月 2日(月)～</u> <u>令和 6年 9月15日(日)</u>	全国各地のテストセンター  例) 山梨県内試験会場 ①NKTS 甲府駅前テストセンター 甲府市丸の内 2-12-1 ミサビル2階  ②甲府パルナス国母テストセンター 甲府市国母 8-13-40 丸藤ビル  ③JES パリコンスクール甲府テストセンター 甲府市上今井町 617-3  ④栄光学院 富士吉田本校テストセンター 富士吉田市下吉田 5-22-22
	事務B・土木B	<u>令和 6年 9月16日(月)～</u> <u>令和 6年 9月22日(日)</u>	
第2次試験	全ての試験職種	<u>①令和 6年10月 1日(火)</u> <u>令和 6年10月 4日(金)</u>  <u>②令和 6年10月 6日(日)</u>  ※第2次試験は2回行われます。 ※詳細は、第1次試験合格者に通知 します。	山梨市役所 山梨県山梨市小原西 843

### 4 試験方法

区 分	試験科目	実施時間	内 容
第1次試験	事務処理能力検査	約50分	職務を遂行する上で必要となる事務処理能力を、速さと正確性の面から検査します。
	全ての試験職種	適正検査	約20分 職務を遂行する上で必要となる素質や適正を有しているかを検査します。
第2次試験 ①	保育士以外の 試験職種	自己PR面接・ 個別面接	約20分 自らの経験等から得た能力・実績等について、3分以内に発表を行い、質疑応答をします。人物の印象、動機、コミュニケーション能力等について試験します。
	保 育 士	実技試験・ 個別面接	約20分 保育士として必要となるピアノ演奏及び人物の印象、動機、コミュニケーション能力等について試験します。
第2次試験 ②	全ての試験職種	集団面接 (予定)	約15分 5人程度のグループで行い、人物の印象、動機、コミュニケーション能力等について試験します。

## 5 受験手続

<p>申込方法</p>	<p><u>やまなしくらしねっと電子申請サービスを利用して申し込みをしてください。</u>  <u><a href="https://apply.e-tumo.jp/toppage-yamanashi-t/">https://apply.e-tumo.jp/toppage-yamanashi-t/</a></u>          ※利用者登録は必須ではありませんが、受信できるメールアドレスが必要です。          ※原則、電子申請のみの受付ですが、やむを得ない事情によりできない場合は、総務課人事給与担当までお問い合わせください。</p>
<p>受付期間</p>	<p><u>令和 6年 7月 1日 (月) 午前9時～</u>  <u>令和 6年 7月19日 (金) 午後5時 (受信有効)</u>          ※7月 1日 (月) 午前9時から7月18日 (木) までは24時間受け付けますが、7月19日 (金) は午後5時までに正常に受信したものに限り受け付けます。</p>
<p>受験会場の予約 (第1次試験)</p>	<p><u>第1次試験の受験会場は次の方法により予約し、受験してください。</u>          ①令和6年8月上旬までに、「受験案内メール」を送信します。          ②受験案内メールの指示に従って受験会場を予約し、第1次試験を受験してください。</p>
<p>受験票の作成 (第2次試験)</p>	<p><u>受験票は次の方法により作成し、第2次試験初日に必ず持参してください。</u>          ①令和6年8月下旬までに、受験票の「予約処理通知メール」を送信します。          ②やまなしくらしねっとから受験票ファイルをダウンロードし、A4用紙に印刷し、申し込み前6か月以内に撮影した写真(縦6cm、横5cm、上半身正面向き、脱帽)を貼り、第2次試験初日に必ず持参してください。          ※第1次試験では不要です。</p>

## 6 合格者の決定方法

- (1) 第1次試験合格者は、得点の高い順に決定します。
- (2) 最終合格者は、第2次試験の得点の高い順に決定します。同点の者がいた場合には、第1次試験の得点により決定します。
- (3) 各試験科目には、それぞれ一定の基準を設けており、一つでも該当した場合には、得点順位に関係なく不合格となることがあります。

## 7 合格者の発表

区分	発表時期	発表方法
第1次試験合格者	9月中旬～下旬	山梨市役所庁舎前の掲示板及び市ホームページに受験番号を掲示するとともに、合格通知を郵送します。 ※電話での問い合わせは、受け付けません。
最終合格者	10月下旬	
予備合格者		

## 8 試験結果の提供

採用試験の結果について、次のとおり提供することができます。提供を希望する場合は、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証、運転免許証、身分証明書等）を持参のうえ、受験者本人が提供場所へお越しください。なお、電話等による請求では提供できません。

区分	申請できる者	提供内容	提供期間・受付時間	提供場所
第1次試験	不合格者	本人の総合得点及び順位	各試験の合格発表日から1か月間 平日 午前9時から 午後5時まで	山梨市役所 (総務課)
第2次試験	受験者			

## 9 合格から採用まで

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、令和7年4月1日に採用されます（6か月間は条件付採用）。

予備合格者は、試験職種ごとの採用予備候補者名簿に登載され、採用候補者の辞退や欠員が生じた場合等に限り、採用する場合があります。採用予備候補者名簿の有効期限は令和7年4月30日です。

資格・免許を必要とする試験職種では、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿等から抹消します。

（注）受験資格を満たさないことが判明した場合、合格を取り消します。また、申込書等の記載内容等が正しくない事が判明した場合も、合格を取り消すことがあります。

## 10 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給は、試験区分が大学卒業程度で月額196,200円、短大卒業程度で月額179,100円、高校卒業程度で月額166,600円です。（令和6年4月1日現在）

なお、採用前の職歴等がある場合は、その経歴に応じて一定の基準で加算されます。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当などが要件に応じて支給されます。